

三沢市地域学校協働本部設置要綱

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第5条第2項に規定する地域学校協働活動（以下「協働活動」という。）を推進する機関として、三沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、三沢市地域学校協働本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、三沢市内における協働活動及び学校や地域に有用と見なされる活動を効率的かつ効果的に推進するため、必要な活動を行うものとする。

(組織)

第3条 本部は、本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部に必要な応じて部会等を置くことができる。

(本部長)

第4条 本部長は、生涯学習課長をもって充てる。

(本部員)

第5条 本部員は、三沢市地域学校協働活動推進員及び本部長が必要と認める者をもって充てる。

(会議)

第6条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第7条 本部は、協働活動等の実施に当たり、三沢市社会教育委員から必要な意見を聴取し、助言を求めることができる。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、生涯学習課において処理する。

(守秘義務)

第9条 本部員は、職務上知り得た秘密を適切に管理し、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。